

添付書類の省略及び廃止等、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成17年度策定)に沿った利用促進に取り組む。

なお、本施策を有効に実施し、社会保険業務に関連する、電子申請手続きの利用促進を図るため、社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、平成18年度より利用勧奨を行う。

さらに、社会保険と労働保険における申請契機が同一の各種届出と様式を統合したうえで、資格取得等の手続きをまとめて出来る仕組みを設けることにより、事業主等の負担軽減を図る。

(16) 霞が関 WAN、LGWAN の利用

現在、紙により行っている市町村を経由して受け付ける国民年金業務の届書報告書については、市町村への協力を要請し、報告書様式の統一を行った上で、LGWAN 等の回線利用により双方向の情報提供を実現する仕組みを作り、併せてシステムを簡素化し、効率化することを検討する。また、府省共通業務・システムである「地方公共団体に対する調査・照会業務」の最適化に伴い構築されるシステムの活用に向けた検討を行う。

現在、磁気媒体により行っている共済組合との資格情報の交換について、霞が関 WAN、LGWAN を活用することにより、簡素化、効率化することを検討する。

2 安全性・信頼性の確保

(1) 厚生労働省情報セキュリティポリシーの遵守

政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一基準に基づき改定された厚生労働省情報セキュリティポリシー(対策基準)を参照し、実施手順の整備を行い、職員及び委託業者への徹底を行うことでセキュリティ水準の向上を図る。

(2) セキュリティ水準の整合

厚生労働省ネットワーク(共通システム)の最適化計画に基づいて整備される、冗長化されたネットワーク(「厚生労働省統合ネットワーク(仮称)」)にて提供されるサービス(インターネット接続サービス等)を利用することにより、当該機能について省としての統一的なセキュリティ水準とする。

(3) 個人情報の暗号化と保護

ア 個人情報の暗号化

社会保険業務・システムで扱う個人情報については、業務上の必要性から磁気媒体として持ち出す、または、回線経由で送付する際には暗号化を施す。

イ 社会保険庁保有個人情報保護管理規程の遵守

社会保険業務・システムでは、個人情報を取り扱うことから、社会保険庁保有個人情報保護管理規程を制定し、個人情報保護に努めている。個人情報等の取り扱いについて、持ち出し情報の限定と暗号化、データ保管場所への施錠管理、システム利用時の利用者認証、特定のデータ更新処理取扱者の限定及びデータ参照アクセスログの取得と監査等の対策を施すとともに、職員の意識向上のための研修の実施により、個人情報保護に関する取り組みを維持・強化する。

ウ 利用者認証機能の強化

個人情報等を取り扱うシステムを利用する際の利用者認証において、現行の磁気カードによる認証から、より精度の高い認証方法の利用を検討する。

また、府省共通業務・システムである「職員等利用者認証業務」の最適化計画の今後の策定状況を見極め、必要となる要件及びスケジュールを考慮した上で、活用を検討する。

エ 外部委託の際の個人情報保護施策

個人情報等を取り扱うシステムの開発と運用、個人情報等の入力業務の委託及び個人情報等を参照して実施する納付督促業務の委託等において、外部委託業者に対して個人情報保護対策の内容を含む契約を締結し、対策内容を確認することにより、個人情報保護対策を実施しているが、これを維持・強化する。

(4) 拠点間回線（WAN）の可用性向上

「厚生労働省統合ネットワーク（仮称）」を利用することにより、拠点間回線（WAN）の可用性向上を図る。

(5) 業務継続計画の策定とバックアップセンター設置

年金の支払いなど国民生活に直結したサービスの停止は、国民生活への影響が非常に大きいことから、平成 18 年度までに業務継続計画を策定し、計画に沿ったバックアップ

機能の強化及び新バックアップセンター設置の要否、設置時期及び設置場所等を検討する。

3. 調達施策

(1) 調達における透明性の確保

ソフトウェア及びハードウェア等の調達は、原則として一般競争入札により実施し、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図るとともに、工程の分割等も含め、適正な調達を進める。

現行システムのハードウェア、ソフトウェア等の調達及びハードウェア資源の集約、また、有効活用におけるソフトウェア及びハードウェア等の調達のうち、メインフレームに係る部分においては、一般競争入札の可能性を検討し、やむをえず随意契約とする場合においても、費用の明細化及び見積精査ノウハウの共有化等により費用の透明性確保に努める。周辺サーバーに係る部分は、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図り、原則として一般競争入札とする。

なお、調達においては、国庫債務負担行為の活用を図る。

(2) 汎用パッケージソフトウェアの活用

平成22年度までに実施する記録管理システムと基礎年金番号管理システムの再構築に当たっては、被保険者数の集計や納付状況の把握等に係る業務統計関連の処理及び機器やネットワークの状態監視する処理等に汎用パッケージソフトウェアを活用し、再構築費用を抑制するとともに運用経費削減を図る。

(3) オープンなソフトウェアの採用

特定の技術や製品に依存することは、調達の自由度を損なうことにつながりかねない。従って、相互運用性と柔軟性の確保、中立性の確保を目指し、オープンな標準に基づいた多様な技術や製品の導入ができるよう検討を進める。

(4) 著作権等の知的所有権の取得

社会保険業務・システムに係わる委託業務の調達にあたっては、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」(平成12年3月31日行政情報システ

ム各省庁連絡会議幹事会了承)に基づき、今回の最適化の範囲に含まれるか否かに依ることなく、ソフトウェアの著作権については、原則当省に帰属させるものとする。

4 最適化の実施に向けた体制整備 (IT ガバナンス体制の確立)

(1) 情報システム関連の調達における審査・確認

社会保険庁の情報システム関連の調達を審査・確認し、社会保険庁調達委員会に審査・確認結果を報告する機関として、厚生労働省 CIO 補佐官等の参加によるシステム検証委員会を平成 16 年度に設置し、システム化またはシステム改修の必要性及びシステム規模とスケジュールの妥当性を検証してきているが、これを継続的に実施し、これまでに蓄積されたデータを分析・活用することにより更に審査・確認機能を強化し、情報システム関連調達の透明性、説明性確保を図る。

(2) システム企画・開発・運用工程の標準化

システムの企画、開発及び運用に関する各組織の役割と責任を明確化し、プロセス、成果物及び達成基準に関する標準体系を策定し、標準体系に従った継続的な改善活動を行うことによって、効果的、効率的かつ品質の高いシステム運営を推進する。

標準化においては、WBS (ワークブレイクダウンストラクチャ) による作業管理の精細化、EVM (アードバリューマネジメント) による進行管理における客観性の確保、FP 法 (ファンクションポイント法) を含む複数の見積手法による見積精度向上及び SLA (サービスレベルアグリーメント) による調達品質確保等につき検討し、効率性を見極めつつ効果の高い手法から積極的に標準に取り入れることにより、プロジェクト管理手法の標準化とプロジェクト管理機能の強化を図る。

(3) システム部門の体制強化と専門性の高い職員の確保

システム部門の体制強化を実施するとともに、システム運営に係わる要員に必要なスキルレベルを定義し、育成プログラムを策定する。人事ローテーション施策や、民間企業への派遣による実習研修施策及び民間の IT 部門の実務担当者を職員として中途採用する施策の実施につき検討し、専門性の高い職員の確保を図る。

また、調達、設計及び開発の過程を円滑に実施するため、CIO 補佐官の助言に加え外部専門家としての工程管理業者等を有効に活用する。